

トップおとめピンポンズ名古屋卓球スクール会員会則

株式会社トップ（以下、「当社」といいます）が運営するトップおとめピンポンズ名古屋卓球スクールについて、以下のとおり会則を定め、会員は本会則に従うこととします。
なお本会則はトップおとめピンポンズ名古屋卓球スクールの利用に関する規約のみを定め、当社が運営する「卓球台レンタル」については別途規約を設けるものとします。

第1条(目的)

トップおとめピンポンズ名古屋卓球スクール（以下「本スクール」といいます。）は、会員が本スクールの施設を利用し、卓球技術の向上を図るとともに、会員相互の親睦を深め、かつ健康な心身を養うことを目的とします。

第2条(会員制度)

1. 本スクールは、月会費による会員制とします。
2. 会員資格の保有期間は、第4条1項により会員資格を得た日から、第11条により退会の手続きが完了した日までとします。
3. 会員は、本会則で定められた範囲及び当社従業員の指示の範囲内において、トップおとめピンポンズ名古屋卓球スクールの施設利用を認められるものとします。

第3条(入会資格)

1. 本スクールの入会資格は、次の項目全てを満たすこととします。
 - (1) 本会則に同意いただくこと。
 - (2) 入会までに体験スクールに参加いただくこと。
 - (3) 本スクールの施設利用に支障がない健康状態であることを本スクールに申告いただくこと。
 - (4) 反社会的勢力（暴力団など暴力や威力、あるいは詐欺的な手法を駆使し、不当な要求行為により、経済的利益を追求する集団や個人の総称）に所属していないこと。
 - (5) 身体に刺青（ファッションタトゥーを含みます。）を施していないこと。
 - (6) 過去に本会則の違反行為を行っていないこと。ただし過去に違反行為があっても、その後違反事由が解消された場合等により当社が検討した結果、入会資格を認めることがあります。
2. 会員は、本スクールに対し、自らまたは第三者を介して、あるいは合同で以下各号のいずれの行為も行わないことをご誓約いただきます。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて本スクールの信用を毀損し、または本スクールの業務を妨害する行為
 - (5) 本スクールの運営一切に対して介入する行為
 - (6) その他前各号に準ずる行為

第4条(入会手続)

1. 本スクールに入会しようとするときは、所定の方法により体験スクールに申込みを行い、体験スクールに参加することを正式入会の条件とします。
体験スクールに参加したのち当社が申込内容を審査・承諾することで、当社との契約が成立し、当社の会員となります。
なお入会手続きは利用開始希望月の前月末日までに完了するものとし、それ以降の完了は希望月の翌月からの利用開始とします。
2. 前項に定める入会申込の手順を正しく行った場合であっても、当社が行う審査の結果、入会が認められない場合があります。
審査方法、審査過程、および審査の内容は開示いたしません。
3. 未成年の方が入会しようとするときは、当社が特に認めた場合を除き、親権者の同意を得たうえで、所定の申込方法によりお申込みいただけます。
この場合、親権者は、自らが会員か否かに関わらず、本会則に基づく会員としての責任を本人と連帯して負うものとします。
4. 会員が第4条1項で入会手続きを完了したのち入会をキャンセルする場合は、利用開始月の前月15日までに完了したものは受理し、それ以降の申し出は第11条に則って退会として処理を行うものとします。
5. 前項によって入会キャンセルが成立した場合でも、入会金については支払いの免除対象から除外されるものとします。

第5条(届出内容の変更)

1. 会員は、入会申込時に登録した内容その他当社に届け出た内容が正確であることを保証します。当社は、当該情報が不正確であることによって会員または第三者に生じる損害について一切責任を負いません。
2. 会員は、入会申込時に登録した内容その他本クラブに届け出た内容に変更があったときは、速やかに変更手続を行うものとします。
3. 当社より会員に通知する場合は、会員から届出されている連絡先に宛てた通知の発送をもって行います。なお、会員が前項の届出を怠るなど会員の責めに帰すべき事由により当社からの通知が延着または届かなかった場合には、本来到達するべきときに会員に到達したものと見なし、当社は通知が届かないことにより生ずる一切の責任を免れます。

第6条(諸費用)

1. 体験スクール費用・入会金・年会費・月会費は、当社が別に定める金額とし、所定の方法でお支払いいただけます。
2. 月会費は退会の届け出が完了していない限り、当月の利用の有無に関わらずお支払いいただけます。
3. 当社は、当社が運営上必要と判断した場合、体験スクール費用・入会金・月会費等の金額を変更できるものとします。
4. 当社が別に定めた諸費用に含まれない追加レッスン等が発生した場合、会員は当社が定めた方法により当社指定の期日までにお支払いいただけます。
5. 一旦支払われた諸費用は、法令の定めまたは本スクールが認める理由がある場合を除き、返還しません。

第7条(レッスンの予約およびキャンセル)

1. 各レッスンの受講予約は、体験希望者・会員ともに希望するレッスン開講日の前日21時までに、会員専用サイトから行います。
2. 予約が成立したレッスンをキャンセルする場合、体験希望者・会員ともに予約したレッスン開講日の前日21時までに、会員専用サイトから行います。
なお「振替制度（一旦成立した予約を他のレッスン日に変更する仕組み）」は行っておりません。

3. 前項に定めるキャンセルがなされなかった場合、会員は各レッスンの受講費用をお支払いいただきます。

第8条(会員資格の譲渡)

1. 本スクールの会員たる地位は一身専属のものであり、他の方に譲渡できず、他の方が相続することもできません。

第9条(会員以外の施設利用)

1. 当社が必要と認めた場合は、会員以外の方による施設の利用を認めることができます。この場合、当該利用される方にも本会則を適用します。

第10条(諸規則の遵守)

1. 会員は、本スクールの施設の利用にあたり、本会則その他当社の定める諸規則を遵守し、当社の施設スタッフの指示に従うものとします。

第11条(退会)

1. 会員が自己都合により退会するときは、毎月15日までに会員専用サイトから手続きを完了することにより、当月の末日（以下「退会日」といいます。）をもって退会できるものとします。ただし毎月15日までに手続きを行わなかった場合は、翌月の末日を退会日とします。
なお、会員は当社に対し退会日までの諸費用を支払う義務を負い、月途中の退会であっても月会費の日割返還等には応じません。

第12条(休会)

1. 本スクールの休会を希望する場合は、毎月15日までに会員専用サイトから手続きを完了することにより、その翌月から休会できるものとします。
なお毎月15日までに手続きを完了できなかった場合は、さらにその翌月から休会措置が開始されるものとします。
2. 休会中の諸費用については、当社所定の金額を通常の月会費と同様の方法にてお支払いいただきます。
3. 復会を希望される場合は、復会を希望する月の前月15日までに会員専用サイトから手続きを完了することにより、その翌月から復会し、通常の月会費をお支払いいただきます。なお復会希望付きの前月15日までに手続きを完了できなかった場合は、さらにその翌月から復会できるものとします。

第13条(禁止事項)

1. 会員は、次の行為をしてはいけません。
 - (1) 他の会員を含む第三者（以下「他の方」といいます。）や施設スタッフ、本スクール及び当社について直接的、あるいはSNS等を通じて間接的に誹謗、中傷すること。
 - (2) 他の方や施設スタッフを殴打したり、身体を押ししたり、拘束する等の暴力行為。
 - (3) 大声、奇声を発する行為や他の方もしくは施設スタッフの行く手を塞ぐ行為等の威嚇行為または迷惑行為。
 - (4) 物を投げ、壊す、叩く等、他の方や施設スタッフが恐怖を感じる危険な行為。
 - (5) 本スクールの施設・器具・備品の損壊や備え付け備品の持ち出し。
 - (6) 他の方や施設スタッフに対し、待ち伏せし、後をつけ、またはみだりに話しかける等の行為。
 - (7) 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で施設スタッフの通常業務を妨害する行為。
 - (8) 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する行為。
 - (9) 刃物など危険物の館内への持ち込み。
 - (10) 館内における物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動。
 - (11) 高額な金銭または物品を館内へ持ち込む行為。
 - (12) 本スクールの施設内の秩序を乱す行為。
 - (13) その他、本スクールの会員としてふさわしくないと当社が認める行為。

第14条(免責)

1. 会員が本スクールの施設を利用中に会員自身が受けた損害に対して、当社は、本スクール及び当社に故意または重過失がある場合を除き、当該損害に対する責を負いません。
2. 会員同士の間が生じた係争やトラブルについても、当社は、本スクール及び当社側に故意または重過失がある場合を除き、一切関与せず、責任を負いません。

第15条(持込物に関する責任)

1. 当社は、会員が施設に持ち込んだ物を預かりません。会員は、持込物について自己の責任をもって管理するものとします。
2. 当社は、会員が施設に持ち込んだ物の毀損または滅失について、当社の故意または過失がある場合を除き、賠償する責任を負わないものとします。
3. 会員が施設に放置した物については、所有権等一切の権利を放棄したものと見なします。ただし次の各号に定めるものを除きます。
 - (1) 現金または有価証券
 - (2) その価格またはその合計額が1万円以上であると明らかに認められるもの
 - (3) 建物または自動車、自転車の錠を開くことに用いられる鍵、カードキーその他これらに類するもの
 - (4) 携帯電話
 - (5) 運転免許証、健康保険の被保険証、在留カードその他法律またはこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、個人の地位または個人の一身に専属する権利を証明するもの
 - (6) 預金通帳もしくは、預貯金引出用のカードまたはクレジットカード
 - (7) 動物
 - (8) 卓球用ラケット、その他卓球を行う際に使用される用具類
 - (9) 当該物または付属物に記載または付加した情報により、その所有者または占有者が識別できる物

第16条(会員の賠償責任)

1. 会員が本スクールの施設の利用中、会員の責に帰すべき事由により、当社または他の会員、その他の第三者に損害を与えた場合は、その会員が当該損害に対する責を負うものとします。

第17条(利用制限、禁止)

1. 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、その会員に対して本スクールの施設利用を制限または禁止することができるものとします。
ただし、会員は当社から本スクールの利用を制限または禁止された場合であっても、その日以前に生じた第6条第1項に定める費用をすべて支払うものとします。
 - (1) 第4条に定める入会資格を充足しないことが判明したとき。
 - (2) 本会則またはその他本スクール及び当社が定める諸規則に違反したとき。
 - (3) 会員が設定した支払方法が利用できなくなったとき。
 - (4) 月会費の支払いを連続して2ヶ月怠ったとき。
 - (5) 筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有することが判明したとき。
 - (6) 集団感染するおそれのある疾病を有することが判明したとき。
 - (7) 医師から運動を禁止されていることが判明したとき。
 - (8) 妊娠していることが判明したとき。
 - (9) 法令に違反したとき。
 - (10) その他、当社がふさわしくないと判断したとき。
2. 前項に基づき当社が施設利用を制限または禁止したことによって会員に損害が生じた場合であっても、当社はその損害を賠償する責めを負わないものとします。

第18条(反社会的勢力の排除)

1. 当社と会員は、それぞれ相手方に対し、会員の入会手続き完了時において、自らが以下の各号に掲げる者（以下「反社会的勢力」といいます）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約します。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - (4) 暴力団準構成員
 - (5) 暴力団関係企業
 - (6) 総会屋
 - (7) 社会運動等標ぼうゴロ
 - (8) 特殊知能暴力集団
 - (9) その他前各号に準ずる者
2. 当社と会員は、相手方が本条の表明に関して虚偽の申告をし、または本条の確約に違反したことが判明した場合には、催告を要することなく直ちに本契約を解除できるものとします。

第19条(施設の休業)

1. 当社は、本スクールについて定期休業日を設定することができるものとします。
2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、あるいは当社が営業困難または営業すべきでないと判断した場合は、本スクールの施設の全部または一部を臨時休業することができるものとします。
 - (1) 天災地変、気象災害、地震またはその他不可抗力等があったときまたはその恐れがあるとき。
 - (2) 施設の増改築、改造、修繕、整備、点検を行うとき。
 - (3) その他、本スクールを営業することが困難または営業すべきでない事情が生じたとき、あるいはその恐れがあるとき。
3. 本条第2項の場合、法令の定めまたは当社が認める場合を除き、第6条第1項で定める会員が負担する諸費用の支払義務が軽減または免除されることはないものとします。
4. 本スクールの臨時休業が予定されている場合、当社は事情の許す限り、原則として1ヶ月前までに会員に対してその旨を告知または通知します。

第20条(費用、利用範囲、システムの変更)

1. 当社は、本会則に基づいて会員が負担する費用、利用範囲、条件および運営システムを、当社が必要と判断した場合、会員に対して原則として一ヶ月前までに告知または通知することにより、これらを変更または廃止することができるものとします。

第21条(指導員の代行)

1. 当社は、予定されていた指導員が病気や怪我、出産、転勤またはその他の事由により予定通りの指導を行えない場合、他の指導員による代行、または担当の変更を行えるものとします。

第22条(会則の改定)

1. 当社は、原則として1ヶ月前までに会員に告知または通知することによって本会則を改定できるものとし、改定した本会則の効力は、全会員に及ぶものとします。

第23条(告知方法)

1. 本会則における会員への告知方法は、施設内への掲示またはホームページへの掲載、あるいはメールによる通知とします。

第24条(個人情報保護)

1. 当社は、本スクールの保有する会員の個人情報を、当社が別途定める「プライバシーポリシー(<https://oa-top.co.jp/privacy>)」にしたがって管理します。

第25条(準拠法)

1. 本会則は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。

第26条(誠実協議義務)

1. 本スクール及び当社と会員との間の本会則および契約に関する事項について疑義が生じた場合には、相互に誠実に協議を行い、これを解決するものとします。

第27条(管轄裁判所)

1. 前条の規定に拘らず本スクール及び当社と会員との間で争いが生じた場合（裁判所の調停手続きを含む）には、当社の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

改訂日： 令和7年3月3日